

諮問庁：株式会社日本政策金融公庫

諮問日：平成29年8月30日（平成29年（独情）諮問第53号）

答申日：平成30年2月7日（平成29年度（独情）答申第56号）

事件名：特定期間に受領した弁護士報酬の請求書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年7月4日付け日公総法29-5号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 審査請求の趣旨

本件部分開示決定につき、以下の部分を不開示とした部分を取り消すとの決定を求める。

① 各弁護士の1時間当たりの報酬単価額及び費用、実働時間並びに業務内容が記載されている部分（以下「不開示部分1」という。）

② 法律事務所へ委任した法律事務の内容が記載されている部分（以下「不開示部分2」という。）

###### イ 審査請求の理由

地方公共団体の場合1人当たりの弁護士報酬が開示されている事例があることからすれば不開示情報に該当しない。

##### （2）意見書

###### ア 不開示部分1について

平成15年度（行情）答申第41号及び平成15年度（独情）答申第16号は、訴訟代理人の報酬額は不開示情報に該当しないとして

いる。

また、各弁護士の実労働時間及び業務内容は、弁護士報酬が適正であるかどうかについて国民が判断するために不可欠な情報である。

よって、不開示部分1は不開示情報に該当しない。

イ 不開示部分2について

(ア) 不開示部分2の具体的内容は、相談内容そのものではなく、弁護士報酬請求の根拠となった項目に過ぎないと思われる。

また、不開示部分2の中には、マスコミ報道等によって諮問庁が特定法律事務所に発注した業務であることが明らかになっているものも含まれると思われる。

そのため、不開示部分2の具体的内容が弁護士への相談内容であることを前提とした諮問庁の説明は失当である。

(イ) 特定地方公共団体Aは、審査請求人の情報公開請求に対し、特定訴訟における各弁護士の委任内容（訴訟代理業務であること）及び弁護士費用を開示した。

また、特定地方公共団体Bは、審査請求人の情報公開請求に対し、特定訴訟における各弁護士の委任内容（訴訟代理業務であること）及び弁護士費用を開示した。

そして、特定地方公共団体A及び特定地方公共団体Bの開示事例において何らの弊害も発生していないと思われる。

(ウ) よって不開示部分2は不開示情報に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求の対象文書及び審査請求の対象部分について

審査請求人が開示を請求している文書は、別紙の1に掲げる文書（本件対象文書）であり、審査請求の対象となっている不開示部分は、①各弁護士の1時間当たりの報酬単価額及び費用、実労働時間並びに業務内容が記載されている部分（不開示部分1）、並びに、②法律事務所へ委任した法律事務の内容が記載されている部分（不開示部分2）である。

2 不開示情報該当性について

(1) 不開示部分1について

ア 法5条2号イに該当すること

(ア) 各弁護士の報酬単価額について

各弁護士の報酬単価額については、裁判例において、「公にされることにより、本件法律事務所の報酬基準のうち一部の所属弁護士の報酬単価額が明らかになり、これを認識した競合する他の法律事務所が上記単価額を踏まえてより有利な報酬単価額を提示して競争上優位に立つなどの可能性が認められる。そして・・・弁護士が依頼者との間で締結する個別の委任契約において定める報酬の種類、

金額、算定方法は、弁護士間の競争上重要な要素である上、被告（注：当公庫）と本件法律事務所との間では、本件不開示部分（注：報酬単価額）については公開しない旨の合意がされていたこと・・・などからすると・・・本件不開示部分を開示することで本件法律事務所の競争上の地位に影響を与えるおそれがある」と判示され、控訴審判決で維持されている（添付資料1及び添付資料2）。

したがって、各弁護士の報酬単価額は、法5条2号イに定める不開示情報に該当する。

(イ) 各弁護士の費用及び実労働時間並びに業務内容について

各弁護士の費用及び実労働時間は、どの弁護士がどの程度の報酬単価により、どの程度時間を使って案件を処理したかに係る情報であり、特定法律事務所の具体的案件処理に係る方針や事務所の資源・コストの具体的配分の方針、各弁護士の案件における貢献度合いを示すものである。また、業務内容は、各弁護士が具体的案件処理のために行った作業の詳細な内訳である。これらの情報は、特定法律事務所の営業機密に属する情報であり、公にすることにより、特定法律事務所の事件処理方針やコスト構造等が競合先の法律事務所に知られてしまうほか、特定法律事務所の営業活動や今後取り扱う同様の案件の受任上不利益が生ずることとなり、特定法律事務所の競争上の地位を害するおそれがある。

したがって、各弁護士の費用及び実労働時間並びに業務内容は、法5条2号イに定める不開示情報に該当する。

なお、付言すると、各弁護士の費用及び実労働時間を公にすることにより、各弁護士の報酬単価額（上記（ア））が明らかとなるため、かかる観点からも、これらの情報は、法5条2号イに定める不開示情報に該当する。

イ 審査請求人の見解に理由がないこと

審査請求人は、「地方公共団体の場合、1人当たりの弁護士報酬が開示されている事例があることからすれば、不開示情報に該当しない」と主張する。審査請求人と当公庫との過去の訴訟事件における審査請求人の主張に照らせば、審査請求人の主張する事例は、特定地方公共団体Aが弁護士に対して支払った着手金をウェブサイトで公表していた事例と考えられる。しかし、報酬単価額と着手金を同列に論ずることはできないのであり、同事件の判決もその旨判示して審査請求人の主張を排斥している（添付資料2）。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

ウ 結論

よって、不開示部分1は、法5条2号イの情報に該当し、不開示と

することが相当である。

(2) 不開示部分2について

ア 法5条4号二に該当すること

依頼者の弁護士に対する相談内容は、本質的に、開示が義務付けられるべきものではない。依頼者は、弁護士が法律上守秘義務を負っており（弁護士法23条本文）、職務上知り得た事実について原則として証言を強制されないなど（民事訴訟法197条1項第2号、刑事訴訟法149条等）、相談内容が公にされないとの制度的保障があるからこそ、弁護士に対して、自己に関する機密中の機密を含む情報を提供し、相談を行うことができるのである。相談内容が公にされた場合には、依頼者がどのような法律問題を抱えているか、行政、民事、刑事上の責任を負い得るか等が明らかとなり、依頼者の生活や業務に重大な支障を及ぼすおそれがあるのみならず、その正当な権利・利益が害されることは明らかである（平成27年2月25日付け答申（平成26年度（独情）答申第60号）（添付資料3参照）。また、独立行政法人等に限ってみても、将来、情報公開制度を通じて弁護士への相談内容が公にされる可能性があるとなれば、弁護士への情報提供や相談に萎縮せざるを得なくなり、その正当な権利・利益を確保するための弁護士へのアクセスに重大な支障が生じることになる。

そして、不開示部分2は、契約、交渉、争訟についての当公庫の特定法律事務所に対する相談内容そのものであるから、かかる内容が開示されると、依頼者である当公庫に重大な不利益が生じ得ることは上述のとおりである。

したがって、不開示部分2は、独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、独立行政法人等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条4号二に定める不開示情報に該当する。

イ 法5条4号トに該当すること

上記アのとおり、不開示部分2は、当公庫の特定法律事務所に対する相談内容そのものであり、これが開示されると当公庫の業務に重大な不利益を及ぼすおそれがあることは明らかである。

したがって、かかる情報は、公にすることにより、独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあり、法5条4号トに定める不開示情報に該当する。

ウ 結論

よって、不開示部分2は、法5条4号二及び同条4号トの情報に該当し、不開示とすることが相当である。

### 3 結語

以上により、本件対象文書のうち審査請求の対象部分を不開示とした原処分を維持することが適当であると判断する。

(本答申では添付資料は省略)

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月22日 審議
- ④ 同年10月4日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年1月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月5日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁はその一部を法5条1号、2号イ並びに4号ニ及びトに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分のうち上記第2の2(1)アに掲げる各部分(以下「本件不開示部分」という。)は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、本件不開示部分は法5条2号イ並びに4号ニ及びトに該当し、原処分を維持すべきである旨説明することから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

##### (1) 「各弁護士1時間当たりの報酬単価額及び費用、実労働時間並びに業務内容が記載されている部分」(不開示部分1)について

ア 当該部分について諮問庁は、各弁護士の報酬単価額については、弁護士間の競争上重要な要素であり、また、各弁護士の費用及び実労働時間並びに業務内容については、特定法律事務所の具体的案件処理に係る方針や事務所の資源・コストの具体的配分の方針、各弁護士の案件における貢献度合い、各弁護士が具体的案件処理のために行った作業の詳細な内訳であって、これらの情報は、特定法律事務所の営業機密に属する情報であり、公にすることにより、特定法律事務所の事件処理方針やコスト構造等が競合先の法律事務所に知られてしまうほか、特定法律事務所の営業活動や今後取り扱う同様の案件の受任上不利益が生ずることとなり、特定法律事務所の競争上の地位を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する旨説明する。

イ 本件対象文書の記載に鑑みれば、当該各部分を開示することにより

特定法律事務所の競争上の地位を害するおそれがあるとの上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法律事務所へ委任した法律事務の内容が記載されている部分（不開示部分2）について

ア 諮問庁は、弁護士に対する相談内容が公にされた場合には依頼者がどのような法律問題を抱えているか、行政、民事、刑事上の責任を負い得るか等が明らかとなり、依頼者の生活や業務に重大な支障を及ぼすおそれがあるのみならず、その正当な権利・利益が害されることは明らかであり、独立行政法人等に限ってみても、将来、情報公開制度を通じて弁護士への相談内容が公にされる可能性があるとなれば、弁護士への情報提供や相談に萎縮せざるを得なくなり、その正当な権利・利益を確保するための弁護士へのアクセスに重大な支障が生じることになるとした上で、当該部分については、契約、交渉、争訟についての公庫の特定法律事務所に対する相談内容そのものであるから、これを公にすることにより、依頼者である公庫に重大な不利益を及ぼすおそれがあり、法5条4号二及びトに該当する旨説明する。

イ 本件対象文書を見分すると、当該部分は、いずれも公庫が特定法律事務所に依頼した各業務について一般的な件名等が記載されているのみであって、当該業務の対象となった事案（契約、交渉、争訟等）の具体的内容やその推知を可能とするような情報の記載は認められず、これを開示することにより公庫に重大な不利益を及ぼすおそれがあるとの上記諮問庁の説明は認め難い。

したがって、当該部分については、法5条4号二及びトに該当するとは認められず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに4号二及びトに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条4号二及びトに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件対象文書

平成20年10月1日から平成29年6月1日までの間に、公庫が特定法律事務所から受領した弁護士報酬の請求書（時間制報酬の明細が分かる文書を含む。）

### 2 本件不開示部分のうち、開示すべき部分

「法律事務所へ委任した法律事務の内容が記載されている部分」（不開示部分2）